## 5 居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目							算定
種類 項目									単位数	単位
31	1111	医師居宅療養管理指導 I 1	イ 医師が行う場合	(1)居宅療養管理指導費(I) ((2)以外)		(一)単一建物居住者が1人の場合		514 単位	514	1回につき
31	1113	医師居宅療養管理指導 I 2	(月2回限度)			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		486 単位	486	
31	1115	医師居宅療養管理指導 I 3				(三)(一)及び(二)以外の場合		445 単位	445	
31	1112	医師居宅療養管理指導Ⅱ1		(2)居宅療養管理指導費(II)(在宅時 医学総合管理料等を算定する場合)		(一)単一建物居住者が1人の場合		298 単位	298	
31	1114	医師居宅療養管理指導Ⅱ2				(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		286 単位	286	
31	1116	医師居宅療養管理指導Ⅱ3				(三)(一)及び(二)以外の場合		259 単位	259	
31	2111	歯科医師居宅療養管理指導 I	ロ 歯科医師が行う場	(1)単一建物原	居住者が1人の場合			516 単位	516	
31	2112	歯科医師居宅療養管理指導Ⅱ	合 (月2回限度)	(2)単一建物居住者が2人以上9人以		下の場合		486 単位	486	
31	2113	歯科医師居宅療養管理指導Ⅲ		(3)(1)及び(2)以外の場合				440 単位	440	
31	1221	薬剤師居宅療養 I 1	ハ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関	(一)単一建物居住者が	1人の場合			565	
31	1222	薬剤師居宅療養 I 1·特薬		の薬剤師の 場合(月2回	565 単位		特別な薬剤の場合 +	100 単位	665	
31	1251	薬剤師居宅療養 I 2		限度)		(2人以上9人以下の場合		. =	416	
31	1252	薬剤師居宅療養 I 2·特薬			416 単位		特別な薬剤の場合 +	100 単位	516	
31	1244	薬剤師居宅療養 I 3			(三)(一)及び(二)以外	の場合	17777 57877777 578		379	
31	1245	薬剤師居宅療養 I 3・特薬			379 単位		特別な薬剤の場合 +	100 単位	479	
31	1223	薬剤師居宅療養Ⅱ1		(2)薬局の薬	(一)単一建物居住者	がん末期の患者・中心静	17777 0-24(7) 7-4 20 20 -		517	
31	1224	薬剤師居宅療養Ⅱ1・特薬		剤師の場合	が1人の場合	脈栄養患者以外の場合 (月4回限度)	特別な薬剤の場合 +	100 単位	617	
31	1255	薬剤師居宅療養Ⅱ2			517 単位	がん末期の患者・中心静	17777 0-200717-1	100 + 12	517	
31	1256	薬剤師居宅療養Ⅱ2・特薬				脈栄養患者の場合(月8回 限度)	特別な薬剤の場合 +	100 単位	617	
31	1225	薬剤師居宅療養Ⅱ3			(二)単一建物居住者	がん末期の患者・中心静	1777 0 3 (7) 17 (7)		378	
31	1226	薬剤師居宅療養Ⅱ3・特薬			が2人以上9人以下の 場合	脈栄養患者以外の場合 (月4回限度)	特別な薬剤の場合 +	100 単位	478	
31	1253	薬剤師居宅療養Ⅱ4			378 単位	がん末期の患者・中心静		100 +12	378	
31	1254	薬剤師居宅療養Ⅱ4・特薬			970 412	脈栄養患者の場合(月8回 限度)	特別な薬剤の場合 +	100 単位	478	
31	1246	薬剤師居宅療養Ⅱ5			(三)(一)及び(二)以	がん末期の患者・中心静	147/1-OX/NIEZ-BIL	100 +12	341	
31	1247	薬剤師居宅療養Ⅱ5・特薬			外の場合	脈栄養患者以外の場合 (月4回限度)	特別な薬剤の場合 +	100 単位	441	
31	1248	薬剤師居宅療養Ⅱ6			341 単位	がん末期の患者・中心静		100 + 12	341	
31	1249	薬剤師居宅療養Ⅱ6・特薬				脈栄養患者の場合(月8回 限度)		100 単位	441	
31	1257	薬剤師居宅療養Ⅱ7			(四)情報通信機器を用	いて行う場合(月1回限度)	THIN GAMPS BE	45 単位	45	
31	1131	管理栄養士居宅療養 I 1	ニ 管理栄養士が行う		宅療養管理指導事業	(一)単一建物居住者が1	人の場合	544 単位	544	
31	1132	管理栄養士居宅療養 I 2	場合(月2回限度)	所の管理栄養	<b>後士が行った場合</b>	(二)単一建物居住者が2		486 単位	486	
31	1133	管理栄養士居宅療養 I 3				(三)(一)及び(二)以外の:		443 単位	443	
31	1134	管理栄養士居宅療養Ⅱ1			居宅療養管理指導事業	(一)単一建物居住者が1)		524 単位	524	
31	1135	管理栄養士居宅療養Ⅱ2		所以外の管理栄養士が行った場合 -		(二)単一建物居住者が2)		466 単位	466	
31	1136	管理栄養士居宅療養Ⅱ3				(三)(一)及び(二)以外の場合		423 単位	423	
31	1241	歯科衛生士等居宅療養 I	ホ 歯科衛生士等が行	(1)単一建物目	居住者が1人の場合			361 単位	361	
31	1243	歯科衛生士等居宅療養Ⅱ	う場合(月4回限度)		居住者が2人以上9人以 <sup>-</sup>				325	
31	1250	歯科衛生士等居宅療養Ⅲ						294 単位	294	
31	8000	特別地域居宅療養居宅管理指導加算	特別地域居宅療養管理指導加算 所定単位数の 15% 加算							
31	8100	居宅療養小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算							
31	8110	居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算							
31	8300	居宅療養令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応 所定単位数の 1/1000 加算							1月につき
		位で旅館で作り生き月50日までの上来とカー 利坐中リアファルク意味性での内心								